

### 令和3年度介護報酬改定に関する資料（運営等基準編）

基準改正により新設又は改正された規定について掲載しています。

- ・表の構成は、次のとおりですが、これによらない場合もあります。

左側：基準省令 右側：共通資料の「留意事項通知（介護医療院）」の該当箇所

留意事項通知に修正がある場合は、共通資料の「留意事項通知等の正誤」の該当箇所

- ・下線は改正部分を示しています。
- ・基準は厚生労働省令を掲載していますが、枚方市条例も同様の改正が行われています。

#### (1) 介護医療院

基本方針	
<p>(基本方針)</p> <p>第二条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第四十四条第二項において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 <u>介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p><b>【改正省令の附則】</b></p> <p><u>(虐待の防止に係る経過措置)</u></p> <p>第二条 <u>この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、(中略)第十三条の規定による改正後の介護医療院基準（以下「新介護医療院基準」という。）第二条第四項（中略）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」（中略）とする。</u></p>	<p>・ 3ページの第5の1</p>

従業者の員数（ユニット型介護医療院と共通）	
<p>(従業者の員数)</p> <p>第四条 法第一百一十一条第二項の規定により介護医療院に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 医師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者のうちⅠ型療養床の利用者（以下この項及び第六項において「Ⅰ型入所者」という。）の数を四十八で除した数に、介護医療院の入所者のうちⅡ型療養床の利用者（以下この項及び第六項において「Ⅱ型入所者」という。）の数を百で除した数を加えて得た数以上（その数が三に満たないときは三とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として</p>	<p>・ 1ページの第3の6</p>

- 計算する。) (第二十七条第三項の規定により介護医療院に宿直を行う医師を置かない場合にあつては、入所者の数を百で除した数以上(その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)とする。)
- 二 薬剤師 常勤換算方法で、I型入所者の数を百五十で除した数に、II型入所者の数を三百で除した数を加えて得た数以上
- 三 看護師又は准看護師(第十二条及び第五十二条において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を六で除した数以上
- 四 介護職員 常勤換算方法で、I型入所者の数を五で除した数に、II型入所者の数を六で除した数を加えて得た数以上
- 五 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適当数
- 六 栄養士又は管理栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあつては、一以上
- 七 介護支援専門員 一以上(入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)
- 八 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適当数
- 九 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項の常勤換算方法は、当該介護医療院の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
- 5 介護医療院の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する医療機関併設型介護医療院の職務に従事する場合であつて、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。
- 6 第一項第一号の規定にかかわらず、医療機関併設型介護医療院(病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。次項及び第四十五条第二項第四号において同じ。)の医師の員数の基準は、常勤換算方法で、I型入所者の数を四十八で除した数に、II型入所者の数を百で除した数を加えて得た数以上とする。
- 7 第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号並びに前項の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院(医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が十九人以下のものをいう。以下この項及び第五条第二項において同じ。)の医師、薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。
- 一 医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される医療機関が病院の場合にあつては当該病院の医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により、併設される医療機関が診療所の場合にあつては当該診療所の医師により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- 二 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を六で除した数以上
- 三 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適

当数

**厚生労働省令で定める施設**

(厚生労働省令で定める施設)

第五条 介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

- 一 療養室
- 二 診察室
- 三 処置室
- 四 機能訓練室
- 五 談話室
- 六 食堂
- 七 浴室
- 八 レクリエーション・ルーム
- 九 洗面所
- 十 便所
- 十一 サービス・ステーション
- 十二 調理室
- 十三 洗濯室又は洗濯場
- 十四 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

- 一 療養室
  - イ 一の療養室の定員は、四人以下とすること。
  - ロ 入所者一人当たりの床面積は、八平方メートル以上とすること。
  - ハ 地階に設けてはならないこと。
  - ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - ホ 入所者のプライバシーの確保に配慮した療養床を備えること。
  - ヘ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
  - ト ナース・コールを設けること。

## 二 診察室

- イ 診察室は、次に掲げる施設を有すること。
  - (1) 医師が診察を行う施設
  - (2) 喀痰、血液、尿、糞便等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設（以下この号及び第四十五条第二項第二号において「臨床検査施設」という。）
  - (3) 調剤を行う施設
- ロ イ(2)の規定にかかわらず、臨床検査施設は、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条に規定する検体検査（以下単に「検体検査」という。）の業務を委託する場合にあつては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。
- ハ 臨床検査施設において検体検査を実施する場合にあつては、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の七から第九条の七の三までの規定を準用する。

## 三 処置室

- イ 処置室は、次に掲げる施設を有すること。
  - (1) 入所者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設
  - (2) 診察の用に供するエックス線装置（定格出力の管電圧（波高値とする。）が十キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが一メガ電子ボルト未満のものに限る。第四十五条第二項第三号イ(2)において「エックス線装置」という。）
- ロ イ(1)に規定する施設にあつては、前号イ(1)に規定する施設と兼用することができる。

<p>四 機能訓練室          内法による測定で四十平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。ただし、併設型小規模介護医療院にあつては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。</p> <p>五 談話室          入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。</p> <p>六 食堂          内法による測定で、入所者一人当たり一平方メートル以上の面積を有すること。</p> <p>七 浴室          イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。          ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。</p> <p>八 レクリエーション・ルーム          レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。</p> <p>九 洗面所          身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。</p> <p>十 便所          身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。</p> <p>3 第一項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p>	
---	--

介護医療院サービスの取扱方針	
<p>(介護医療院サービスの取扱方針)</p> <p>第十六条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。</p> <p>4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。</u>）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研</p>	<p>・ 3ページの第5の11</p>

<p>修を定期的に実施すること。</p> <p>7 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	
---	--

**施設サービス計画の作成（ユニット型介護医療院においても同様）**

<p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第十七条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第二十八条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握（次項及び第九項において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。第十一項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。</p> <p>8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。</p> <p>9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。</p> <p>10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（第二号において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>一 定期的に入所者に面接すること。</p>	<p>・ 4ページの12</p>
--	------------------



<p>二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合</p> <p>二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。</p>	
---	--

栄養管理（ユニット型介護医療院においても同様）	
<p><u>（栄養管理）</u></p> <p><u>第二十条の二 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p><b>【改正省令の附則】</b></p> <p><u>（栄養管理に係る経過措置）</u></p> <p><u>第八条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、（中略）新介護医療院基準第二十条の二（中略）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。</u></p>	<p>・ 6 ページの16</p>

口腔衛生の管理（ユニット型介護医療院においても同様）	
<p><u>（口腔衛生の管理）</u></p> <p><u>第二十条の三 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p><b>【改正省令の附則】</b></p> <p><u>（口腔衛生の管理に係る経過措置）</u></p> <p><u>第九条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、（中略）新介護医療院基準第二十条の三（中略）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。</u></p>	<p>・ 6 ページの17</p>

運営規程	
<p><u>（運営規程）</u></p> <p><u>第二十九条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第三十五条第一項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</u></p> <p>一 施設の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 入所定員（Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。）</p> <p>四 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p>	<p>・ 8 ページの24</p>

<p>五 施設の利用に当たっての留意事項                  六 非常災害対策                  七 <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u>                  八 その他施設の運営に関する重要事項</p> <p><b>【改正省令の附則】</b>  <u>(虐待の防止に係る経過措置)</u>                  第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、(中略)                  新介護医療院基準第二十九条及び第五十一条の規定の適用については、                  これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に                  関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、                  「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する                  事項を除く。)」とする。</p>	
--	--

<b>勤務体制の確保等</b>	
<p><u>(勤務体制の確保等)</u>                  第三十条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供                  できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。                  2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービス                  を提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさ                  ない業務については、この限りでない。                  3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の                  機会を確保しなければならない。<u>その際、当該介護医療院は、全ての従                  業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二                  項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する                  者を除く。)</u>に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため                  に必要な措置を講じなければならない。</u>                  4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、                  職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言                  動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就                  業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置                  を講じなければならない。</p> <p><b>【改正省令の附則】</b>  <u>(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)</u>                  第五条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、(中略)                  新介護医療院基準第三十条第三項及び第五十二条第四項の規定の適用                  については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう                  努めなければ」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8 ページの 25</li> <li>・ 正誤の No. 19</li> </ul>

<b>業務継続計画の策定等 (ユニット型介護医療院においても同様)</b>	
<p><u>(業務継続計画の策定等)</u>                  第三十条の二 介護医療院は、<u>感染症や非常災害の発生時において、入所                  者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び                  非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」                  という。)</u>を策定し、<u>当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなけれ                  ばならない。</u>                  2 介護医療院は、従業者に対し、<u>業務継続計画について周知するととも                  に、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u>                  3 介護医療院は、<u>定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて                  業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11ページの26</li> </ul>

<p><b>【改正省令の附則】</b>  <u>(業務継続計画の策定等に係る経過措置)</u>                  第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、(中略)                  新介護医療院基準第三十条の二 (中略) の規定の適用については、これら                  の規定中「<u>講じなければ</u>」とあるのは「<u>講じるよう努めなければ</u>」と、                  「<u>実施しなければ</u>」とあるのは「<u>実施するよう努めなければ</u>」と、「<u>行</u>  <u>うものとする</u>」とあるのは「<u>行うよう努めるものとする</u>」とする。</p>	
---	--

非常災害対策 (ユニット型介護医療院においても同様)	
<p>(非常災害対策)                  第三十二条 介護医療院は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災                  害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業                  者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わな                  ければならない。                  2 <u>介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参                  加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>	<p>・ 13ページの 27</p>

衛生管理等 (ユニット型介護医療院においても同様)	
<p>(衛生管理等)                  第三十三条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又                  は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措                  置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければ                  ならない。                  2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、                  又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。                  一 <u>当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防                  止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行う                  ことができるものとする。)</u> をおおむね三月に一回以上開催するとと                  もに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る                  こと。                  二 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防                  止のための指針を整備すること。                  三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症                  及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに<u>感染症の予                  防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u>                  四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は                  食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行                  うこと。                  3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施                  行規則第九条の八、第九条の九、第九条の十二、第九条の十三、別表第                  一の二及び別表第一の三、臨床検査技師等に関する法律施行規則 (昭和                  三十三年厚生省令第二十四号) 第十二条並びに臨床検査技師、衛生検査                  技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (平成十八年厚生労                  働省令第七十五号) 附則第二条の規定によりなおその効力を有すること                  とされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する                  法律施行規則 (昭和三十三年厚生省令第二十四号) 第十二条の規定を準用                  する。この場合において、医療法施行規則第九条の八第一項中「法第十                  五条の三第一項第二号の病院、診療所又は前条の施設 (施設告示第四号                  に定める施設を除く。) における厚生労働省令で定める基準」とあるの                  は「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項</p>	<p>・ 13ページの 28</p>



の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和五十六年厚生省告示第十七号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第四号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「基準省令」という。）第三十三条第三項第一号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。）の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第二項中「法第十五条の三第一項第二号の前条の施設（施設告示第四号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第四号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、第九条の九第一項中「法第十五条の三第二項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「基準省令第三十三条第三項第二号の規定による医療機器又は医学的処置」と、第九条の十二中「法第十五条の三第二項の規定による第九条の八の二に定める医療機器」とあるのは「基準省令第三十三条第三項第三号の規定による医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、第九条の十三中「法第十五条の三第二項の規定による医療」とあるのは「基準省令第三十三条第三項第四号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第三十三条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「法第二十条の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第三十三条第三項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

- 一 第五条第二項第二号ロ及び第四十五条第二項第二号ロに規定する検体検査の業務
- 二 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- 三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務
- 四 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

**【改正省令の附則】**

（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

第十一条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、（中略）新介護医療院基準第三十三条第二項第三号（中略）の規定にかかわらず、（中略）介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

<b>掲示（ユニット型介護医療院においても同様）</b>	
（掲示） 第三十五条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選	・ 15ページの30

<p>扱に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p><u>2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p>	
--	--

**事故発生の防止及び発生時の対応（ユニット型介護医療院においても同様）**

<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第四十条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>一 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p><b>【改正省令の附則】</b></p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)</p> <p>第十条 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、(中略)新介護医療院基準第四十条第一項(中略)の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。</p>	<p>・ 16ページの35</p>
---	-------------------

**虐待の防止（ユニット型介護医療院においても同様）**

<p>(虐待の防止)</p> <p>第四十条の二 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p><b>【改正省令の附則】</b></p> <p>(虐待の防止に係る経過措置)</p> <p>第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、(中略)</p>	<p>・ 17ページの36</p>
---	-------------------

<p>第十三条の規定による改正後の介護医療院基準（以下「新介護医療院基準」という。）第二条第四項、第四十条の二（中略）の規定の適用については、これらの規定中「<u>講じなければ</u>」とあるのは「<u>講じるように努めなければ</u>」（中略）とする。</p>	
---	--

<b>電磁的記録等（ユニット型介護医療院と共通）</b>	
<p>（電磁的記録等）</p> <p>第五十五条 <u>介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>	<p>・ 23ページの第6</p>

<b>附則（ユニット型介護医療院と共通）</b>	
<p>第十一条 <u>病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第五条第二項第七号ロ及び第四十五条第二項第五号ロの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。</u></p>	<p>・ 3ページの第4の4の(7)</p>

## (2) ユニット型介護医療院

<b>基本方針</b>	
<p>（基本方針）</p> <p>第四十四条 <u>ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</u></p> <p>2 <u>ユニット型介護医療院は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する</u></p>	<p>（参考）</p> <p>・ 3ページの第5の1</p>

<p><u>等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p><b>【改正省令の附則】</b>  <u>(虐待の防止に係る経過措置)</u>  <b>第二条</b> <u>この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、(中略)第十三条の規定による改正後の介護医療院基準（以下「新介護医療院基準」という。）(中略)第四十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」(中略)とする。</u></p>	
--	--

<b>厚生労働省令で定める施設</b>	
<p>(厚生労働省令で定める施設)</p> <p>第四十五条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 ユニット</li> <li>二 診察室</li> <li>三 処置室</li> <li>四 機能訓練室</li> <li>五 浴室</li> <li>六 サービス・ステーション</li> <li>七 調理室</li> <li>八 洗濯室又は洗濯場</li> <li>九 汚物処理室</li> </ul> <p>2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 ユニット <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 療養室 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一の療養室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への介護医療院サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</li> <li>(2) 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居者の定員は、<u>原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。</u></li> <li>(3) 一の療養室の床面積等は、<u>十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。</u></li> <li>(4) 地階に設けてはならないこと。</li> <li>(5) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</li> <li>(6) 入居者のプライバシーの確保に配慮した療養床を設けること。</li> <li>(7) ナース・コールを設けること。</li> </ul> </li> <li>ロ 共同生活室 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</li> <li>(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</li> <li>(3) 必要な設備及び備品を備えること。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>・20ページの第6の3の(4)</p>

## ハ 洗面設備

- (1) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

## ニ 便所

療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

## 二 診察室

イ 診察室は、次に掲げる施設を有すること。

- (1) 医師が診察を行う施設
- (2) 臨床検査施設
- (3) 調剤を行う施設

ロ イ(2)の規定にかかわらず、検体検査の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。

ハ 臨床検査施設において検体検査を実施する場合にあっては、医療法施行規則第九条の七から第九条の七の三までの規定を準用する。

## 三 処置室

イ 処置室は、次に掲げる施設を有すること。

- (1) 入居者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設
- (2) 診察の用に供するエックス線装置

ロ イ(1)に規定する施設にあっては、前号イ(1)に規定する施設と兼用することができる。

## 四 機能訓練室

内法による測定で四十平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。ただし、ユニット型併設型小規模介護医療院（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型介護医療院のうち、入居定員が十九人以下のものをいう。）にあっては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

## 五 浴室

イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

3 前項第四号及び第五号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

一 ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

イ 療養室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第五十四条において準用する第三十二条第一項の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- (2) 第五十四条において準用する第三十二条第一項の規定による訓練については、同項の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
- (3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベ



一ターをそれぞれ一以上設けること。

三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第二十三条第一項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

四 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く。）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

五 階段には、手すりを設けること。

六 廊下の構造は、次のとおりとすること。

イ 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。

ロ 手すりを設けること。

ハ 常夜灯を設けること。

七 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

八 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

5 前項第一号の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護医療院の建物であつて、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

#### 【改正省令の附則】

(ユニットの定員に係る経過措置)

第六条 この省令の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第三号イ及び第四十七条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

2 前項の規定は、(中略)新介護医療院基準第四十五条第二項第一号イ(2)の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に

掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(中略)	(中略)	(中略)
新介護医療院基準第四十五条第二項第一号イ(2)	入所定員 新指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第三号イ 第四十七条第二項	入居定員 新介護医療院基準第四条第一項第三号及び第四号並びに第七項第二号 第五十二条第二項

第七条 この省令の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって、(中略)第十三条の規定による改正前の介護医療院基準第四十五条第二項第一号(3)(ii)の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

### 介護医療院サービスの取扱方針

(介護医療院サービスの取扱方針)

- 第四十七条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
- 2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
  - 3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
  - 4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
  - 5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
  - 6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
  - 7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
  - 8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
    - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
    - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
    - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
  - 9 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質

(参考)

- ・ 3ページの第5の11

<p>の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	
----------------------------------	--

**運営規程**

<p>(運営規程)                  第五十一条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 施設の目的及び運営の方針</li> <li>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>三 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。）</li> <li>四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員</li> <li>五 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>六 施設の利用に当たっての留意事項</li> <li>七 非常災害対策</li> <li>八 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>九 その他施設の運営に関する重要事項</li> </ol> <p><b>【改正省令の附則】</b>                  (虐待の防止に係る経過措置)                  第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、(中略)新介護医療院基準第二十九条及び第五十一条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 22ページの9</li> <li>• 8ページの24</li> </ul>
---	--

**勤務体制の確保等**

<p>(勤務体制の確保等)                  第五十二条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</li> <li>二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</li> <li>三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</li> </ol> </li> <li>3 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</li> <li>4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 22ページの10</li> <li>• 8ページの25</li> <li>• 正誤のNo. 19</li> </ul>
--	--

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

**【改正省令の附則】**

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第五条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、(中略)新介護医療院基準第三十条第三項及び第五十二条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。